

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）	【第一条関係】	1
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	【第二条関係】	30
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	【附則第三条関係】	34

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所の数	区市町村		投票所の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人以上	一四四、七九三円	一三三、一九三円	一四四、七九三円	一三三、一九三円	
二百五十人以上	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	
二百人以上	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	
一千人以上未満	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	
二千人以上未満	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	
三千人以上未満	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	
一万人未満	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
二万人未満	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	
二万人以上	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	

投票所の数	区市町村		投票所の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人以上	一四四、七九三円	一三三、一九三円	一四四、七九三円	一三三、一九三円	
二百五十人以上	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	
二百人以上	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	
一千人以上未満	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	
二千人以上未満	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	
三千人以上未満	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	
一万人未満	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
二万人未満	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	
二万人以上	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所の数	区市町村		投票所の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人以上	一四四、七九三円	一三三、一九三円	一四四、七九三円	一三三、一九三円	
二百五十人以上	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	
二百人以上	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	
一千人以上未満	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	
二千人以上未満	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	
三千人以上未満	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	
一万人未満	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
二万人未満	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	
二万人以上	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	

投票所の数	区市町村		投票所の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人以上	一四四、七九三円	一三三、一九三円	一四四、七九三円	一三三、一九三円	
二百五十人以上	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	一五六、〇四七円	一五九、五六一円	
二百人以上	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	一一一、六三八円	
一千人以上未満	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	二二一、五八一円	
二千人以上未満	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	二二五、九四四円	
三千人以上未満	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	二九一、七五八円	
一万人未満	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	四四六、〇七三円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
一万人以上	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	三三五、四七一円	
二万人未満	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	三七八、七九五円	
二万人以上	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	四〇二、一四三円	

二万人以上	三三、九〇六	三五、八三一	三八、四五四	四一、〇七九	三九、五九一	四二、三九一
一万五千人未満	三八、二六二	四〇、五三七	四二、八一〇	四五、七八五	四三、九四七	四七、〇九七

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村 投票日 区の数 選挙人の数	平日	休日	平日	休日	平日	休日
	八、七二二円	九、四二二円	八、七二二円	九、四二二円	八、七二二円	九、四二二円
五百人未満	一〇、八九〇	一一、七六五	八、七二二円	九、四二二円	一〇、八九〇	一一、七六五
千五百人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
二千人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
三千人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
五千人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
一万人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
一万五千人未満	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
一万五千人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八
二万人以上	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八	一一、〇六八	一二、〇六八

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村 投票日 区の数 選挙人の数	平日	休日	平日	休日	平日	休日
	一三六、四六五円	二二四、六四五円	一〇五、二三五円	一九三、四一五円	一〇五、二三五円	一九三、四一五円
五百人未満	一四七、七一九	二五七、九四四	一一二、二二三	二〇九、三九三	一一六、九〇九	二二七、一三四
千五百人以上	一四七、七一九	二五七、九四四	一一二、二二三	二〇九、三九三	一一六、九〇九	二二七、一三四

二万人以上	三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	三九、七八三	四二、五九三
一万五千人未満	三八、一一七	四〇、三九二	四二、九六五	四五、九四〇	四四、一七七	四七、二二七

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村 投票日 区の数 選挙人の数	平日	休日	平日	休日	平日	休日
	八、七八八円	九、四八八円	八、七八八円	九、四八八円	八、七八八円	九、四八八円
五百人未満	一〇、九八五	一一、八六〇	八、七八八円	九、四八八円	一〇、九八五	一一、八六〇
千五百人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
二千人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
三千人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
五千人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
一万人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
一万五千人未満	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
一万五千人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二
二万人以上	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二	一一、一八二	一二、一八二

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村 投票日 区の数 選挙人の数	平日	休日	平日	休日	平日	休日
	一三四、二二二円	二二二、一四五円	一〇四、六七二円	一九三、五九五円	一〇四、六七二円	一九三、五九五円
五百人未満	一四五、五六一	二五六、七一六	一一九、八〇二	二〇八、七二六	一一六、四三一	二二七、五八六
千五百人以上	一四五、五六一	二五六、七一六	一一九、八〇二	二〇八、七二六	一一六、四三一	二二七、五八六

投票所 の選別 日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
2千人未満	二〇三、三二〇	一八七、六九五	三一九、九六五	一五九、四四八	三三三、七六三
2千人未満	二二七、二五三	一九六、〇二三	三二八、二九三	一七九、四五〇	三五五、八一〇
3千人未満	二五一、九七九	二二六、〇二五	三七〇、三四〇	二〇三、五七四	三七九、九三三
5千人未満	二七五、一〇二	二六〇、九三〇	四八一、三八〇	二四九、三八七	四九一、八八二
1万人未満	三二八、八一五	三〇四、六四三	五九一、二二八	二八八、三五〇	五七四、九三五
2万人未満	三六二、一三九	三四三、二四三	六七三、九一八	三二二、三七二	六七六、〇九二
3万人未満	三八五、四八七	三六六、五九一	七四一、三五六	三四六、七二〇	七四三、五三〇

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 の選別 日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
2千人未満	一九九、〇六三	三三二、四四九	一八四、二八八	三二七、六七四	一五八、二六二
2千人未満	二二二、七一八	三五五、一〇四	一九二、一六八	三二五、五五四	一七七、九〇二
3千人未満	二四九、一四九	三七八、五三五	二二一、八〇八	三六七、四二五	二〇〇、七三六
5千人未満	二六七、九三二	四二二、五四九	二五六、五五九	四七八、八六九	四九〇、九一八
1万人未満	三一一、四四九	五三三、七五九	三〇〇、〇七六	五八九、〇七九	二八四、六七三
2万人未満	三五三、一八〇	五九七、七二二	三三八、〇一六	六七一、四八一	三一九、九五四
3万人未満	三七六、七〇〇	六六五、七〇三	三六一、五三六	七三九、四六三	三四三、四七五

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 の選別 日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
2千人未満	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	二二六、四五〇円	一三六、四五〇円
2千人未満	五九、一六一	四八、二七〇	一三六、四五〇	五九、一六一	一六九、三八六
3千人未満	七二、四〇五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	八三、二九六	二〇四、六七五
3千人未満	七二、四〇五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	九四、一八七	二〇四、六七五
5千人未満	七二、四〇五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	九四、一八七	二〇四、六七五
5千人未満	八五、六四九	一一八、三二二	三三八、七七二	一一九、一一三	二七〇、五四七
1万人未満	一一八、三二二	一五〇、九九五	四三七、五八〇	一五〇、九九五	四三七、五八〇
1万人未満	一二九、二二三	一七二、七七七	五〇三、四五二	一八三、六六八	五二六、三八八
2万人未満	一五〇、九九五	一九四、一五九	五六九、三二四	二〇五、四五〇	六〇七、二六〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務

投票所 の選別 日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
2千人未満	四八、六八〇円	四八、六八〇円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	一三七、六〇四円
2千人未満	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四
3千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四
3千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六
5千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六
5千人未満	八六、三七六	二四一、九九三	一一九、三二八	三四一、六三八	三三四、八五三
1万人未満	一一九、三二八	三三一、二八〇	一五二、二八〇	一三〇、三二二	三三四、八五三
1万人未満	一二九、二二三	一七二、七七七	五〇三、四五二	一八三、六六八	五二六、三八八
2万人未満	一五〇、九九五	一九四、一五九	五六九、三二四	二〇五、四五〇	六〇七、二六〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務

手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日		区	市		町		村	
	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
投票所の数	13,455円	14,155円	11,373円	12,073円	11,373円	11,373円	11,373円	11,373円	11,373円
500人以上未満	15,633	16,508	13,114	13,551	13,114	13,551	13,114	13,551	13,114
千人未満	18,852	19,902	17,811	18,861	17,811	18,861	17,811	18,861	17,811
二千人未満	19,893	20,943	18,852	19,902	18,852	19,902	18,852	19,902	18,852
三千人未満	21,034	22,184	19,993	21,143	19,993	21,143	19,993	21,143	19,993
五千人未満	23,121	24,271	22,080	23,230	22,080	23,230	22,080	23,230	22,080
一万人未満	29,646	31,396	28,523	30,273	28,523	30,273	28,523	30,273	28,523
一万五千人未満	33,906	35,831	33,057	35,332	33,057	35,332	33,057	35,332	33,057
二万人未満	38,262	40,537	38,454	41,079	38,454	41,079	38,454	41,079	38,454
二万人以上	40,537	42,812	40,846	43,785	40,846	43,785	40,846	43,785	40,846

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区	市		町		村	
	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
投票所の数	8,722円	9,422円	8,722円	9,422円	8,722円	9,422円	8,722円	9,422円	
500人以上未満	10,890	11,765	8,722	9,422	8,722	9,422	8,722	9,422	
千人未満	13,068	14,118	10,890	11,765	10,890	11,765	10,890	11,765	
二千人未満	13,068	14,118	10,890	11,765	10,890	11,765	10,890	11,765	
三千人未満	13,068	14,118	10,890	11,765	10,890	11,765	10,890	11,765	

手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日		区	市		町		村	
	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
投票所の数	13,419円	14,119円	11,499円	12,199円	11,499円	11,499円	11,499円	11,499円	
500人以上未満	15,616	16,491	13,134	13,909	13,134	13,909	13,134	13,909	
千人未満	18,798	19,848	16,316	17,366	16,316	17,366	16,316	17,366	
二千人未満	19,788	20,838	17,306	18,296	17,306	18,296	17,306	18,296	
三千人未満	20,778	21,728	18,296	19,286	18,296	19,286	18,296	19,286	
五千人未満	22,865	24,115	20,383	21,633	20,383	21,633	20,383	21,633	
一万人未満	29,965	31,915	28,483	30,733	28,483	30,733	28,483	30,733	
一万五千人未満	33,723	35,868	33,192	35,467	33,192	35,467	33,192	35,467	
二万人未満	38,117	40,392	38,571	41,196	38,571	41,196	38,571	41,196	
二万人以上	40,392	42,667	40,960	43,781	40,960	43,781	40,960	43,781	

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区	市		町		村	
	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
投票所の数	8,788円	9,488円	8,788円	9,488円	8,788円	9,488円	8,788円	9,488円	
500人以上未満	10,985	11,860	8,788	9,488	8,788	9,488	8,788	9,488	
千人未満	13,182	14,332	10,985	11,860	10,985	11,860	10,985	11,860	
二千人未満	13,182	14,332	10,985	11,860	10,985	11,860	10,985	11,860	
三千人未満	13,182	14,332	10,985	11,860	10,985	11,860	10,985	11,860	

三千人以上未満	一三、〇六八	一四、一一八	一五、二四六	一六、四七一	一七、四二四	一八、八二四
一千五百人以上未満	一五、二四六	一六、四七一	一七、七八〇	一九、一五三〇	二〇、五三八	二二、〇八三
一万人以上未満	二一、七八〇	二三、五三〇	二五、三二四	二七、一七四	二八、一〇四	三〇、五八九
一万五千人未満	二七、九五八	二九、八八三	三一、六七〇	三三、五九五	三五、四八八	三七、六四八
二万人未満	三三、九五八	三五、八八三	三七、七六〇	三九、七二五	四一、六四八	四三、六四八
二万人以上	三九、二二四	四一、一〇一	四三、〇〇一	四四、九二四	四六、八四八	四八、七二四

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千三百七十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千三百四十円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千五百九十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千五百六十円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千八十九円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千七百七十八円、二級地にあつては千九百十七円、三級地にあつては千八百六十二円、四級地にあつては千五百三円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する

三千人以上未満	一三、一八二	一四、二二二	一五、三七九	一六、六〇四	一七、五七六	一八、九七六
一千五百人以上未満	一五、三七九	一六、六〇四	一七、九七〇	一九、三二〇	二〇、一六七	二一、〇九二
一万人以上未満	二一、九七〇	二三、七二〇	二五、五六一	二七、四六一	二八、一〇四	二九、八三六
一万五千人未満	二七、五六一	二九、四六一	三一、二二二	三三、〇八三	三五、一五二	三七、九五二
二万人未満	三三、七二〇	三五、五八〇	三七、四六一	三九、三二四	四一、二〇一	四三、一〇一
二万人以上	三九、五六一	四一、四一六	四三、三二四	四五、二三二	四七、一四〇	四九、〇四八

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千八百七十三円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万千八百六十一円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万百三十三円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千九十一円

11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票所の投票管理者及び投票立会人に要する費用を加算する。

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千五十八円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千百十六円、二級地にあつては千八百六十二円、三級地にあつては千八百九円、四級地にあつては千四百六十円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する

選挙 区 の 選 挙 人 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市	町	村
五百人未満	一、七五五円	一、七五五円	一、七五五円	一、七五五円
五百人以上 千人未満	一、七五五円	一、七五五円	一、七五五円	一、七五五円
千人以上 二千未満	二、五九五円	二、五九五円	二、五九五円	二、五九五円
二千以上 三千未満	二、五九五円	二、五九五円	二、五九五円	二、五九五円
三千以上 五千未満	三、〇一五円	三、〇一五円	三、〇一五円	三、〇一五円
五千以上 一万未満	四、二七五円	四、二七五円	四、二七五円	四、二七五円
一万以上 一万五千未満	五、五三五円	五、五三五円	五、五三五円	五、五三五円
一万五千以上 二万未満	六、三七五円	六、三七五円	六、三七五円	六、三七五円
二万以上	七、二一五円	七、二一五円	七、二一五円	七、二一五円

- 14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。
- 15 投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。
- 16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。
- 17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。)若しくはこれを記録した記録媒体(以下「機器等」という。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。
- 18 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段

選挙 区 の 選 挙 人 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市	町	村
五百人未満	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円
五百人以上 千人未満	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円
千人以上 二千未満	二、五九三円	二、五九三円	二、五九三円	二、五九三円
二千以上 三千未満	二、五九三円	二、五九三円	二、五九三円	二、五九三円
三千以上 五千未満	三、一三三円	三、一三三円	三、一三三円	三、一三三円
五千以上 一万未満	四、二七三円	四、二七三円	四、二七三円	四、二七三円
一万以上 一万五千未満	五、五三三円	五、五三三円	五、五三三円	五、五三三円
一万五千以上 二万未満	六、三七三円	六、三七三円	六、三七三円	六、三七三円
二万以上	七、二一三円	七、二一三円	七、二一三円	七、二一三円

(共通投票所経費)

第四条の二 (略)

25 (略)

6 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第七項において同じ。)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第七項において同じ。)の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場

の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

19 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千六百円とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている勤務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等及び第六項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場

合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

7 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の三 (略)

2と4 (略)

5| 市区町村の選挙管理委員会が自動車为期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

6| (略)

7| (略)

合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

3 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

(新設)

5| 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6| 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票の曜日 開票の地区 開票の人数	平日	休日
千人未満	二四六、〇四四 円	二五〇、二二〇 円
二千人以上未満	三五一、二五四	三五七、七七九
三千人以上未満	四六五、八五〇	四七四、七二四
五千人以上未満	五七一、四六七	五八二、六九〇
一万人以上未満	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一
一万五千人以上	七九一、六九四	八〇七、六一五
二万人未満	九二九、八八二	九四八、六七四
三万人以上	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五二
三万人以上	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票の曜日 開票の地区 開票の人数	平日	休日
千人未満	一八一、二三二 円	一八五、四〇八 円
二千人以上未満	二八三、一七五	二八九、七〇〇
三千人以上未満	三八五、一一八	三九三、九九二

7 | 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票の曜日 開票の地区 開票の人数	平日	休日
千人未満	二四七、一〇五 円	二五一、三二九 円
二千人以上未満	三五三、一一〇	三五九、七二〇
三千人以上未満	四六八、五一二	四七七、四八八
五千人以上未満	五七四、九二六	五八六、二七八
一万人以上未満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万五千人以上	七九六、七四五	八一二、八四九
二万人未満	九三五、九〇四	九五四、九二二
三万人以上	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三万人以上	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票の曜日 開票の地区 開票の人数	平日	休日
千人未満	一八二、七六八 円	一八六、九九二 円
二千人以上未満	二八五、五七五	二九二、一七五
三千人以上未満	三八八、三八二	三九七、三五八

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	平 日	休 日
五千人未満	四八七、〇六一	四九八、二八四
一万五千人未満	五八九、〇〇四	六〇二、五七六
一万五千人以上	六九〇、九四七	七〇六、八六八
二万五千人未満	八一五、五四四	八三四、三三六
二万五千人以上	九七四、一二二	九九六、五六八
三万人未満	一、〇五三、四一一	一、〇七七、六八四

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日
において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりと
する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	平 日	休 日
千人未満	二五四、四一二 円	二五八、五八八 円
二千人未満	三六四、三二九	三七〇、八五四
二千人以上	四八三、六三二	四九二、五〇六
三千人未満	五九三、九五六	六〇五、一七九
三千人以上	七一三、六二五	七二七、一九七
一万人未満	八二二、五九七	八三九、五一八
一万人以上	九六七、五三八	九八六、三三〇
二万人未満	一、一四四、四八三	一、一六六、九二九
二万人以上	一、二八九、一〇四	一、三二三、三七七

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に
掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	平 日	休 日
五千人未満	四九一、一八九	五〇二、五四一
一万五千人未満	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万五千人以上	六九六、八〇三	七一二、九〇七
二万五千人未満	八二二、四五六	八四一、四六四
二万五千人以上	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三万人未満	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日
において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりと
する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	平 日	休 日
千人未満	二五五、五三七 円	二五九、七六一 円
二千人未満	三六六、二九五	三七二、八九五
二千人以上	四八六、四三〇	四九五、四〇六
三千人未満	五九七、五八七	六〇八、九三九
三千人以上	七一八、〇八〇	七三一、八〇八
一万人未満	八二八、八九二	八四四、九九六
一万人以上	九七三、八四八	九九二、八五六
二万人未満	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二
二万人以上	一、二九三、九四九	一、三一八、五〇一

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に
掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、三七六円
二千人未満	二六四、六五〇
三千人未満	三五九、九二四
四千人未満	四五五、一九八
五千人未満	五五〇、四七二
一万人未満	六四五、七四六
二万人未満	七六二、一九二
三万人未満	九一〇、三九六
四万人以上	九八四、四九八

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の曜日	開票所の経費
平日	二四六、〇四四円
休日	二五〇、二二〇円
千人未満	三五七、七七九
二千人未満	四六五、八五〇
三千人未満	四七四、七二四
五千人未満	五八二、六九〇
一万人未満	六八六、四二九
二万人以上	七〇〇、〇〇一

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一七〇、八一六円
二千人未満	二六六、九〇〇
三千人未満	三六二、九八四
四千人未満	四五九、〇六八
五千人未満	五五五、一五二
一万人未満	六五一、二三六
二万人未満	七六八、六七二
三万人未満	九一八、一三六
四万人以上	九九二、八六八

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の曜日	開票所の経費
平日	二四七、一〇五円
休日	二五一、三二九円
千人未満	三五三、二二〇
二千人未満	四六八、五一二
三千人未満	四七七、四八八
五千人未満	五七四、九二六
一万人未満	六九〇、六七六
二万人以上	七〇四、四〇四

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
一万五千人以上	七九一、六九四	八〇七、六一五
一万五千人未満	九二九、八八二	九四八、六七四
二万人未満	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一
三万人未満	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八
三万人以上		

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	一八一、二三二 円	一八五、四〇八 円
二千人未満	二八三、一七五	二八九、七〇〇
三千人未満	三八五、一一八	三九三、九九二
五千人未満	四八七、〇六一	四九八、二八四
一万人未満	五八九、〇〇四	六〇二、五七六
一万五千人未満	六九〇、九四七	七〇六、八六八
二万人未満	八一五、五四四	八三四、三三六
三万人未満	九七四、一二二	九九六、五六八
三万人以上	一、〇五三、四一一	一、〇七七、六八四

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	二五四、四一二 円	二五八、五八八 円

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
一万五千人以上	七九六、七四五	八一二、八四九
一万五千人未満	九三五、九〇四	九五四、九一二
二万人未満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三万人未満	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇
三万人以上		

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	一八二、七六八 円	一八六、九九二 円
二千人未満	二八五、五七五	二九二、一七五
三千人未満	三八八、三八二	三九七、三五八
五千人未満	四九一、一八九	五〇二、五四一
一万人未満	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万五千人未満	六九六、八〇三	七一二、九〇七
二万人未満	八二二、四五六	八四一、四六四
三万人未満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三万人以上	一、〇六一、三三九	一、〇八六、八九一

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	二五五、五三七 円	二五九、七六一 円

投票の翌日 開票の地区 の票 人の数	平 日	休 日
二千九百人以上	三六四、三二九	三七〇、八五四
二千八百人以上	四八三、六三二	四九二、五〇六
二千七百人未満	五九三、九五六	六〇五、一七九
二千六百人未満	七一三、六二五	七二七、一九七
二千五百人以上	八二三、五九七	八三九、五一八
二千四百人以上	九六七、五三八	九八六、三三〇
二千三百人以上	一、一四四、四八三	一、一六六、九二九
二千二百人以上	一、二八九、一〇四	一、三二三、三七七

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票の地区 の票 人の数	平 日	休 日
千一人未満	一八九、六〇〇 円	一九三、七七六 円
二千八百人以上	二九六、二五〇	三〇二、七七五
二千七百人未満	四〇二、九〇〇	四一一、七七四
二千六百人未満	五〇九、五五〇	五二〇、七七三
二千五百人以上	六一六、二〇〇	六二九、七七二
二千四百人以上	七二二、八五〇	七三八、七七二
二千三百人以上	八五三、二〇〇	八七一、九九二
二千二百人以上	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六
二千一百人以上	一、一〇二、〇五〇	一、一六六、三三三

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票の地区 の票 人の数	平 日	休 日
二千九百人以上	三六六、二九五	三七二、八九五
二千八百人以上	四八六、四三〇	四九五、四〇六
二千七百人未満	五九七、五八七	六〇八、九三九
二千六百人未満	七一八、〇八〇	七三一、八〇八
二千五百人以上	八二八、八九二	八四四、九九六
二千四百人以上	九七三、八四八	九九二、八五六
二千三百人以上	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二
二千二百人以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票の地区 の票 人の数	平 日	休 日
千一人未満	一九一、二〇〇 円	一九五、四二四 円
二千八百人以上	二九八、七五〇	三〇五、三五〇
二千七百人未満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六
二千六百人未満	五一三、八五〇	五二五、二〇二
二千五百人以上	六二一、四〇〇	六三五、一二八
二千四百人以上	七二八、九五〇	七四五、〇五四
二千三百人以上	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
二千二百人以上	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四
二千一百人以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日の 選挙区 の選 挙 人 の 数	開票日	
	平日	休日
千人未満	六四、八一二	二三四、一八八
千人未満	六八、〇七九	三三二、七二九
二千人未満	八〇、七三二	四四〇、六五六
三千人未満	八四、四〇六	五三九、六〇四
五千人未満	九七、四二五	六四七、八九七
一万人未満	一〇〇、七四七	七四六、四九三
一万五千人未満	一一四、三三八	八七六、五三〇
二万人未満	一二五、三八三	一、〇三五、七七九
三万人未満	一八七、〇五四	一、一七一、五五二
三万人以上		

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額	
	平日	休日
千人未満	一六九、三七六	二六四、六五〇
千人未満	二六四、六五〇	三五九、九二四
二千人未満	三五九、九二四	四五五、一九八
三千人未満	四五五、一九八	五五〇、四七二
五千人未満	五五〇、四七二	六四五、七四六
一万人未満	六四五、七四六	七六二、一九二
一万人以上		

開票日の 選挙区 の選 挙 人 の 数	開票日	
	平日	休日
千人未満	六四、三三七	二三五、一五三
千人未満	六七、五四五	三三四、四四五
二千人未満	八〇、一三〇	四四三、一一四
三千人未満	八三、七三七	五四二、八〇五
五千人未満	九六、六八〇	六五一、一七二
一万人未満	九九、九四二	七五一、一七八
一万五千人未満	一一三、四四八	八八二、一一〇
二万人未満	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三万人未満	一八二、五九九	一、一七五、四六七
三万人以上		

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額	
	平日	休日
千人未満	一七〇、八一六	二六六、九〇〇
千人未満	二六六、九〇〇	三六二、九八四
二千人未満	三六二、九八四	四五九、〇六八
三千人未満	四五九、〇六八	五五五、一五二
五千人未満	五五五、一五二	六五一、二三六
一万人未満	六五一、二三六	七六八、六七二
一万人以上		

三 万 人 以 上	三二 万 人 未 以 滿 上
九八四、四九八	九一〇、三九六

13 (略)

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千九十一円を減額する。

15 (略)

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三 万 人 以 上	三二 万 人 未 以 滿 上
九九二、八六八	九一八、一三六

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千八十五円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

19 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五七、六四九円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一六三、三八〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一九三、一一〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、二二、九九九

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千八百八十三円、参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万八千九百九十三円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十七万七千三百五十二円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十七万五千九百九十三円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万二千六百七十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万五千三百四十円、二級地にあつては五万七千四百九十九円、三級地にあつては五万五千八百六十六円、四級地にあつては四万五千八百十五円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
都道府県の世帯数	都及び大都市のある道府県	その他の県

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、二八、九八四

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千六百三十四円、参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万九千九百八十円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十七万八千九百六十七円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十七万六千七百八十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万七千七百五十二円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万三千五百四十四円、二級地にあつては五万五千八百八十四円、三級地にあつては五万四千二百九十六円、四級地にあつては四万三千八百十八円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
都道府県の世帯数	都及び大都市のある道府県	その他の県

候補者数	金額
百人未満	一二九円
百五十人未満	一八八円
二百五十人未満	二三七円
二百五十人以上	二八六円
二百五十人以上	三三三円
三百五十人以上	三八二円
三百五十人以上	四三一円

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六五円
百五十人未満	九五円
二百五十人未満	一一八円
二百五十人以上	一四四円
二百五十人以上	一六七円
三百五十人以上	一九二円

候補者数	金額
百人未満	一二七円
百五十人未満	一八四円
二百五十人未満	二三二円
二百五十人以上	二八一円
二百五十人以上	三二七円
三百五十人以上	三七五円
三百五十人以上	四二三元

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六四円
百五十人未満	九三円
二百五十人未満	一一六円
二百五十人以上	一四一円
二百五十人以上	一六四円
三百五十人以上	一八八円

三百五十人以上

二二六

4・5 (略)

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四二円
二十 四 七 以 上	六〇
二十 七 以 上	九一

7 (略)

三百五十人以上

二二二

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第二項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 七 以 上	五九
二十 七 以 上	八九

7

前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに三千三百円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、八五〇円	一三、七五〇円	一二、六五〇円
九 以 上	一八、一五〇	一七、〇五〇	一五、九五〇
十 三 以 上	二二、四五〇	二〇、三五〇	一九、二五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

休 日	開催の時		金 額
	平日		
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	
		九、五六三	二六、〇一一
			二七、三一九

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の

選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千四百四円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一五、一一〇円	一四、〇四〇円	一二、九六〇円
九 以 上	一六、七四〇	一五、六六〇	一四、五八〇
十 三 以 上	一八、三六〇	一七、二八〇	一六、二〇〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

休 日	開催の時		金 額
	平日		
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	
		九、〇九〇円	二五、六七五
			二六、九九二

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の

夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十三円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百五円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十四円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百六十四円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをするこ

とを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百五十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百三十六円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百七十二円、二級地にあつては七百六十七円、三級地にあつては七百四十六円、四級地にあつては六百二十円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千四百七十六円、休日にあつては一万七千七百九十三円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十二円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百三円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十一円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百五十九円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百三十六円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをするこ

とを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百四十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百二十三円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百四十六円、二級地にあつては七百四十四円、三級地にあつては七百二十三円、四級地にあつては五百八十四円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金を基本額とする。

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合には、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

町	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、一九九、〇〇〇	二、五九六、九一三
村	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三三〇、〇〇〇	三、三〇〇、二九八
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六五七、〇〇〇	三、七一一、七二八
	選挙人の数が千人未満のもの	二、六二七、〇〇〇	二、一八七、七三三
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二、六二七、〇〇〇	二、一八七、七三三
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二、六二七、〇〇〇	二、一八七、七三三
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五
	選挙人の数が二万人以上のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合には、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

町	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二二二、七〇〇	二、五八三、六八八
村	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三三七、三〇〇	三、三三三、六八八
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六九四、二〇〇	三、七三三、二八八
	選挙人の数が千人未満のもの	二、六二七、〇〇〇	二、一八七、七三三
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二、六二七、〇〇〇	二、一八七、七三三
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二、六二七、〇〇〇	二、一八七、七三三
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五
	選挙人の数が二万人以上のもの	三、〇三〇、〇〇〇	二、五七九、七五五

都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇五七、一八七	七、九八、三三〇
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一九七、五〇〇	九、九八、一五五
区	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
市	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
町	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	一、三三三、二二五	一、三三三、二二五
村	選挙人の数が千人以上二千未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が二千以上三千人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
市	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
町	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が二万人以上のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五

都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇五七、一八七	七、九八、三三〇
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一九七、五〇〇	九、九八、一五五
区	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
市	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	一、三三三、二二五	九、九八、一五五
町	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	一、三三三、二二五	一、三三三、二二五
村	選挙人の数が千人以上二千未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が二千以上三千人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
市	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
町	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五
	選挙人の数が二万人以上のもの	一、〇七五、〇〇〇	一、〇七五、〇七五

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万三千六十八円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百三十四円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千七百一円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千三百五十円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

5
12
(略)

都道府県、市町村等の 寒冷地手当 の支給地域	都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	二六、一三六 円	一一、〇六八 円	
二 級 地	二三、〇〇〇	一一、五〇〇	
三 級 地	二二、三四六	一一、一七三	
四 級 地	一八、〇三四	九、〇二七	

- 5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。
- 6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。
- 7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。
- 8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二条第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国會議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国會議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。
- 9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二十条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票若しくは同法第四十九条の二第一項第二号の規定による在外投票に関

都道府県、市町村等の 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	二五、四〇二 円	一一、七〇〇 円
二 級 地	二二、三五四	一一、一七六
三 級 地	二一、七一九	一〇、八五九
四 級 地	一七、五二七	八、七六三

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千七十三円とする。

2 〃 4 (略)

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について二千百四十九円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を

する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費(同法第四十九条第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。)として総務大臣が定める額を加算する。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

12 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千五十円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定により不在者投票管理者の管理する場所(同項第二号に定める場所を含む。)において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について二千百八円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を

した者については、五百八十九円」とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千六百二十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、千百九円）とする。

（最高裁判所裁判官国民審査の経費）

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千六百二十四円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十四円を加算した額とする。

2 （略）

（再選挙等の経費） 第十七条 （略）

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに於ける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一九三、一一〇」とあるのは「一、二三五、一三四」と、同条第二項中「百十万七千三百五十二円」とあるのは「六十七万五千九十三円」とする。

（交付）

した者については、五百七十八円」とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千五百九十八円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、千八十八円）とする。

（最高裁判所裁判官国民審査の経費）

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千五百九十三円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十一円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

（再選挙等の経費）

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに於ける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一八一、一三八」とあるのは「一、二二八、九一八」と、同条第二項中「百十万八千九百六十七円」とあるのは「六十七万六千七十八円」とする。

（交付）

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなつた場合には、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 避けることのできない事故 その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、前項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議がとつた場合においては、百分の五をこえる額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなつた場合においては、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項から第十八項まで及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（政見放送）</p> <p>第百五十条 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙においては、それぞれ候補者届出政党又は参議院（選挙区選出）議員の候補者は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五十二条第一項において同じ。）を除く。以下同じ。）のラジオ放送（放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十七号に規定する超短波放送をいう。第三項及び第百五十一条第二項において同じ。）又はテレビジョン放送（同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。第三項並びに第百五十一条第二項及び第三項において同じ。）の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は次に掲げるものが録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならぬ。</p> <p>一 候補者届出政党</p>	<p>（政見放送）</p> <p>第百五十条 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙においては、それぞれ候補者届出政党又は参議院（選挙区選出）議員の候補者は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五十二条第一項において同じ。）を除く。以下同じ。）のラジオ放送</p> <p>又はテレビジョン放送（放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下</p> <p>同じ。）の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は次に掲げるものが録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならぬ。</p> <p>一 候補者届出政党</p>

二 参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち、次に掲げる者

イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の(1)又は(2)に該当するもの同条第一項に規定する推薦候補者

(1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

ロ 第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体でイ(1)又は(2)に該当するもの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

2～9 (略)

二 参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち、次に掲げる者

イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の(1)又は(2)に該当するもの同条第一項に規定する推薦候補者

(1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

ロ 第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体でイ(1)又は(2)に該当するもの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

2 前項各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、同項の政見の放送のための録音又は録画を無料で行うことができる。

3 衆議院（比例代表選出）議員、参議院（比例代表選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む

。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。

4 第一項の放送のうち衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者届出政党の放送に関しては、当該都道府県における届出候補者を有する全ての候補者届出政党に対して、同一放送設備を使用し、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数（十二人を超える場合においては、十二人とする。）に応じて政令で定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

5 第一項の放送のうち参議院（選挙区選出）議員の選挙における候補者の放送又は第三項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区（選挙区がないときは、その区域）の全ての公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数）を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち第一項第二号イ又はロに掲げる者は、政令で定めるところにより、その者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)又は(2)に該当することを証する政令で定める文書を当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならぬ。ただし、当該選挙と同時に行為される参議院（比例代表

選出) 議員の選挙において、当該政党その他の政治団体が次に掲げる政党その他の政治団体である場合(政令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

一 第八十六条の三第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をした政党その他の政治団体
二 任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体
で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。)

7 中央選挙管理会は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる政党その他の政治団体に関し必要な事項を、当該参議院(比例代表選出)議員の選挙と同時に行われる参議院(選挙区選出)議員の選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会)に通知しなければならない。

8 第一項第二号イ(1)に規定する衆議院議員又は参議院議員の数及び同号イ(2)に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項から第五項までの放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、総務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、定める。この場合において、衆議院(比例代表選出)議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院(比例代表選出)議員の選挙における参議院名簿届出政党等の放送に関しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	(略)	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	(略)
事務	(略)	第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、 <u>第四条の三第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務</u>	(略)

法律	(略)	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	(略)
事務	(略)	第四条第十五項から第十七項まで、 <u>第四条の二第三項から第六項まで、<u>第四条の三第四項から第六項まで</u>、<u>第五条第十六項から第十八項まで及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務</u></u>	(略)